平成30年一級建築士試験「設計製図の試験」合格基準等について

1. 合格基準等

一級建築士試験「設計製図の試験」は、「与えられた内容及び条件を充たす建築物を計画し、設計する知識及び技能について設計図書等の作成を求めて行う。」ものであり、その合否判定における平成30年試験の「採点のポイント」、「採点結果の区分」及び「合格基準」は、次のとおりである。

双 50 中武駅の「休息のかイント」、「休息稲木の区分」及の「百俗基準」は、次のこねりである。	
採点のポイント	(1) 空間構成 ①建築物の配置計画 ②ソーニング・動線計画 ③要求室等の計画 ①建築物の立体構成等 (2) 建築計画 ①建築物の立体構成等 (2) 建築計画 ①建築物のパッシブデザインの計画 ②要求室の機能性・快適性等 ③図面、計画の要点等の表現・伝達 (3) 構造計画 ①建築物の構造種別・架構形式・スパン割り等 ②温水ブール室の構造計画 ③振動及び騒音対策 ④地盤条件を踏まえた基礎構造の計画 (4) 設備計画 ①動備スペース及び設備シャフトの計画 (5) 設計条件・要求図面等に対する重大な不適合 ①「要求図面のうち1面以上欠けるもの」、「計画の要点等が完成されていないもの」又は「面積表が完成されていないもの」②地上3階建てでないもの ③図面相互の重大な不整合(上下階の不整合、階段の欠落等) ④建築面積が1164.8 ㎡を超えているもの ⑤床面積の合計が2,300 ㎡以上、2,800 ㎡以下でないもの ⑥次の要求室・施設等のいずれかが計画されていないもの ⑥水の要求室・施設等のいずれかが計画されていないもの 『本ブール室、更な室A、多目的スポーツ室、トレーニングルーム、ダンススタジオ、キッズ用ブレイルーム、更衣室B、健康相談室、コンセプトルーム、エントランスホール、カフェ、事務室、多機能トイレ、便所、機械室、エレベーター、屋外テラス ⑦その他設計条件を著しく逸脱しているもの
採点結果の 区分 (成績)	 ○採点結果については、ランク I、II、III、III、IVの4段階区分とする。 ランク I:「知識及び技能」*を有するもの ランク II:「知識及び技能」が不足しているもの ランク III:「知識及び技能」が著しく不足しているもの ランク IV:設計条件及び要求図書に対する重大な不適合に該当するもの *「知識及び技能」とは、一級建築士として備えるべき「建築物の設計に必要な基本的かつ総括的な知識及び技能」をいう。 ○なお、採点の結果、ランク I、II、III、IVのそれぞれの割合は、次のとおりであった。 ランク I:41.4%、ランク II:16.3%、ランク III:16.5%、ランク IV:25.9%
合格基準	採点結果における「ランクI」を合格とする。

2. その他

試験問題及び標準解答例は、当センターのホームページに掲載します。